

# 県・市町協調による 休業要請事業者経営継続支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給します。

## ■対象・支給額

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

【要件1】 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月31日以前に創業していること

【要件2】 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

\* 売上の減少は、「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設（複数の場合は一カ所でも複数でも可）」のいずれでも可能です。

\* 令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。

【要件3】 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

### ≪4/15～5/6 休業要請等≫

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設 劇場等 集会・展示施設 運動・遊技施設 博物館等	なし	① 4/15～4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円 ② 4/22～4/28 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円 ③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
学習塾等	床面積 100 m <sup>2</sup> 超	
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 m <sup>2</sup> 超	

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15～4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ⑤ 4/22～4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 20 万円 個人事業主 10 万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 10 万円 個人事業主 5 万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	

### ≪4/29～5/6 休業の協力依頼≫

対象種別	休業の協力依頼に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 m <sup>2</sup> 以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当りの 支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 m <sup>2</sup> 以下	
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する 宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

\* 県が休業要請等を行っている対象施設の詳細は、当支援金のホームページに掲載しています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

➤ 本支援金は県の要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。

➤ 支援金の交付は1事業者につき1回限りとなります。



**\* 中小法人・個人事業主の範囲は次のとおりです（業種毎にいずれかに該当のこと）**

業種	資本金	従業者数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下 (旅館業は200人以下)
その他	3億円以下	300人以下

※みなし大企業は本支援金の対象外とします。詳しくは要項をご覧ください。

**申請手続き等（詳しくは募集要項をご覧ください）**

■募集要項公表：4月28日（火）より、兵庫県ホームページで公表します。

■申請受付期間：4月28日（火）～6月30日（火）【6月30日消印有効】

■申請方法

郵送で、申請書と添付書類を提出してください。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。

・簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での提出をお願いします。

（レターパックの場合は、レターパックライトで郵送してください）

**（宛先）〒650-8772 神戸市中央区中山手通 兵庫県経営継続支援金事務局あて**

**＜郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）＞**

■申請に必要な書類

① 申請書

② 主な添付書類

ア 誓約書

イ 代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しと住所、氏名、生年月日が分かるもの）

ウ 令和2年3月31日以前から営業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告書、開業届出書など開業していることがわかる書類）

エ 休業等の対象施設であることが分かる書類（営業許可証、施設の写真など）

オ 休業等の状況が分かる書類（店頭の休業告知チラシの写真、HP上の告知文など）

カ [学習塾等、商業施設のみ] 休業等施設の床面積が分かる書類（不動産賃貸契約書、固定資産税課税通知書など）

キ 平成31年4月及び令和2年4月（または令和元年5月及び令和2年5月）の売上が分かる書類（帳簿の写し等）

※令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。

**\* 様式はホームページからダウンロードできます。**

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所、金融機関等でも申請様式の配付しています。

\* 市町、県民局・県民センター、商工会議所・商工会の窓口での受付はできません。



■支援金の支払

申請受付から支給までは2～4週間を予定しています。

本支援金は県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算の議決がなされた後にお支払いすることをご了承ください。（県については4/24議決済、市町は4～5月にかけて市町毎に議決済）

■要請に応じていただいた事業者の紹介

休業要請等に応じていただき、支援金を支給した事業者については、事業者名及び所在市町を、県ホームページで原則公表します。

■支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、全額返還していただきます。

**お問い合わせ**

■経営継続支援金 相談ダイヤル

開設時間 午前9時から午後5時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 078-361-2281